

北奥羽地方における一国一城令破却後の城跡利用の一断面 －史跡七戸城跡北館曲輪の発掘調査事例から－

小山彦逸（七戸町教育委員会）

キーワード：文献史学と中・近世考古学の連携

城破却後の利用の意味するもの

はじめに

北奥羽における中世の歴史は、今まで文献史学によって論じられてきたように感じている。例えば、○○○城の城主の系図を作成し、城主は誰で、いつ、どこで、誰と戦をしたか。その結果どうなったか、ということが主な研究の主題であったように思う。

それが昭和52年（1977年）からはじまった、八戸市根城跡と青森市浪岡城跡の史跡の環境整備に伴う発掘調査の継続的な調査によって、今までの文献史料からでは見えてこなかったことが次々に浮き彫りとなり中世考古学が市民権を得ることとなつていったことはご存じのことである。

それは今までの文献史学の研究からでは語られなかつたことが、中世考古学の調査を通して語られはじめてきたと言える。例えば出土陶磁器を通して見えてくる流通の問題や、陶磁器の消費状態をはじめとし、実際に城内に居住していた建物の規模や構造、曲輪内の建物配置の状況なども具体的に語られるようになってきた。それは、北奥羽の中世史をさらに具体的に視野の広い形で論じられることとなつていった^(註1)。

そのような中、八戸市根城跡本丸の発掘調査の成果から、栗村知弘氏によって「破却（城わり）の実態について」という題で、破却とは「防備上重要な施設を破壊することであり」^(註2)と述べられた論考が発表され、今までの城の「破却」に対するイメージが大きく塗り替えられることとなつた。

七戸町にある七戸城跡北館曲輪発掘調査においても、さまざまなことが明らかとなつてきた^(註3)。

七戸城跡について、近世の文献史料はほとんど残っていないが、七戸城は天正20年（1592年）に一国一城令によって破却されたことが「南部大膳大夫分国之内諸城破却書立」などには記されている。

「破却」と記されていることから、筆者は漠然と近世に入ると建物は建てられず、

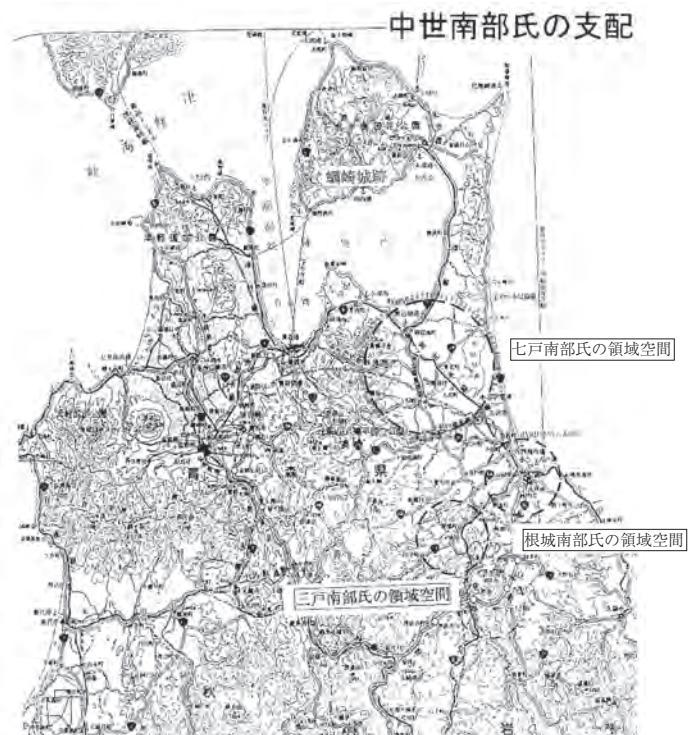


図1 中世南部氏の支配領域の想定範囲と七戸城跡

そのまま放置されていたものと勝手に思い込んでいた。

それが七戸城跡北館地区の環境整備に伴う基礎資料収集のための発掘調査によって、今までほとんど語られることができなかった、「破却後」の近世初頭における城跡利用の一断面が見えてきたので、その報告をしてみたいと思う。

1. 七戸城跡北館曲輪発掘調査までの経緯

昭和16年12月13日に七戸城跡は中世城館跡として国の史跡指定を受けた。その後、昭和50年に七戸城跡の一部(代官所跡内)が都市公園として整備された。

昭和60年3月には『史跡七戸城跡保存管理計画策定書』^(註4)が刊行され、翌年から北館曲輪内の土地の買上げ事業がはじめられた。

北館曲輪の土地が半分以上公有化された時期頃から、周辺の地域住民からは、「公有化した場所の草刈りをしてほしい」とか、「蛇が出て大変だ」などの要望や苦情が高まり、町議会でも「史跡（土地）の買上げした場所の将来的な見通し、方向性を示すよう」にとの質問が出はじめしてきた。

町教委としては、これら周辺住民の要望や町議会の質問を受けて、平成3年度に町単独予算で試掘調査を実施することとなり調査を実施した。試掘調査の結果、遺構の保存状態が極めて良好であるということが確認されたことから、平成4年度から平成15年度まで12年間に渡って国庫補助事業で史跡の環境整備をするための基礎資料を得ることを目的に、北館曲輪の発掘調査が継続して行なわれた。

発掘調査の結果、七戸城跡は14世紀中葉から17世紀初頭まで実に250年間に渡って利用されていたことが判明した。さらに16世紀前半からは16世紀末葉にかけては「御主殿」、「常御殿」、「奥御殿」などの掘立柱建物跡が作られていた^(註5)ことなども明らかとなり、八戸市根城跡本丸曲輪と類似した建物配置をしていたことも明らかとなってきた。

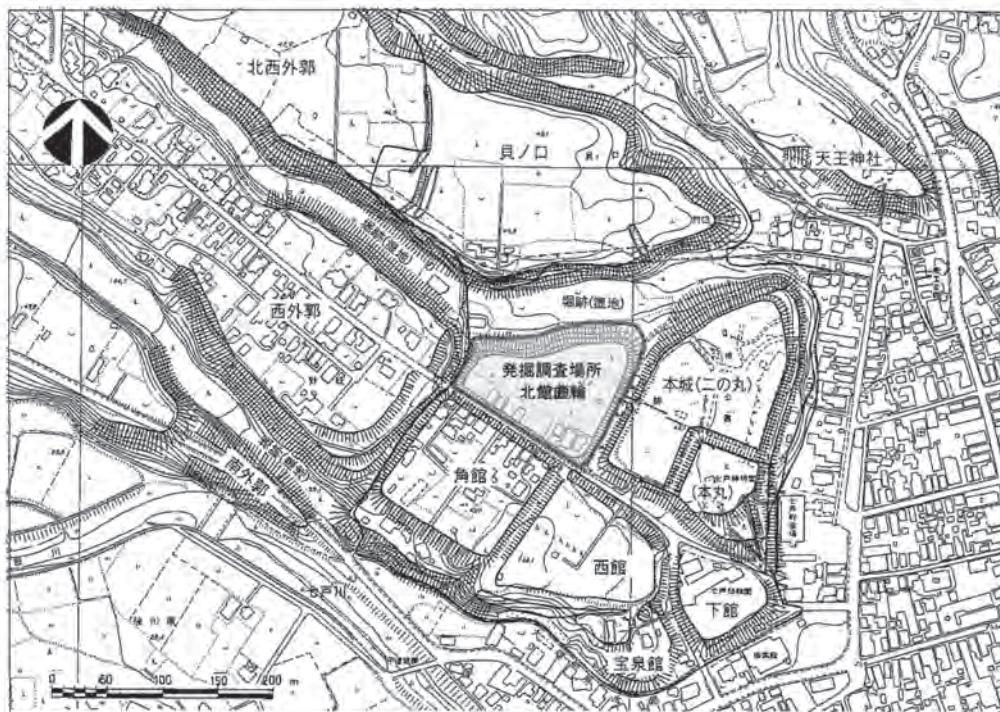


図2 史跡七戸城跡の縄張り図

2. 発掘調査で現れた近世初頭の掘立柱建物跡（図3）

七戸城跡北館曲輪の発掘調査においては、中世段階の遺構だけに目が向き、近世初頭段階の遺構についてはあまり意識がいっていなかった。ただ近世初頭の陶磁器片（唐津や肥前陶磁器）の出土が多いと感じてはいた。発掘調査の整理作業と報告書を作成する段階で、平成17年に建築学専門の宮本長二郎氏（当時東北芸術工科大学教授）より、どうみても近世初頭としか考えられない掘立柱建物跡があるとのご指摘を受けた。

それが北館曲輪発掘調査の遺構変遷において、14期とした段階の建物跡である。

図3でも明らかなように、16世紀末から17世紀初頭と位置づけられた掘立柱建物跡は、北館曲輪の中央部に突如として建てられてくる。そして三間×三間の九間（ここのま）と呼ばれる格式の高い応接室を持った間取りの掘立柱建物跡であった。

この九間の部屋を持つということは、特別の建物（御主殿）であるということは佐々木浩一氏^(註6)などによって指摘されている。そのようなことから北館曲輪の中央部にある掘立柱建物跡は機能的には、御主殿のような建物と理解することができる。その他、御主殿の東側には3棟の建物と小屋のような建物も存在している。

この「御主殿」と考えられる建物跡の時期決定においては、当然ながら遺構の切り合い関係を見ながら、そして出土遺物、さらには掘立柱建物跡の柱間寸法などを考慮しながら検討した結果、間違いなく16世紀末から17世紀初頭のものと考えられるものである。

七戸城跡北館曲輪検出の16世紀末～17世紀初頭の建物配置図（14期）



図3 北館曲輪検出の16世紀末から17世紀初頭の建物等配置図

3. 検出された近世の掘立柱建物跡（図4）

近世の「御主殿」と考えられる掘立柱建物跡は、北館曲輪のほぼ中央部から検出された。御主殿と考えられる掘立柱建物跡の規模は8間×8間の曲家風の形態を呈した建物であった。日当たりを考えた部屋割り配置の建物であると言える。「御主殿」の東側には小さな建物3棟と、物置小屋のような小屋が4棟建てられている。

検出された近世の御主殿の基本的な柱間寸法は6尺5寸（1,970メートル）で、建物の中央部には六間が二部屋と九間が一部屋が連なるように設計されたもので、南西側にも廊下を隔てて小部屋が二部屋連なるように作られている。

この御主殿と考えられる掘立柱建物跡の北側と東側には、「濡れ縁」が設けられているのも大きな特徴のひとつでもある。一般的な建物ではこのような濡れ縁は設けられることがないことからも、検出された建物が特別な建物であるということが推測できる。玄関口はおそらく西側ではないかと考えられる。

西側には西日を考えていたのか、庇が設けられている。

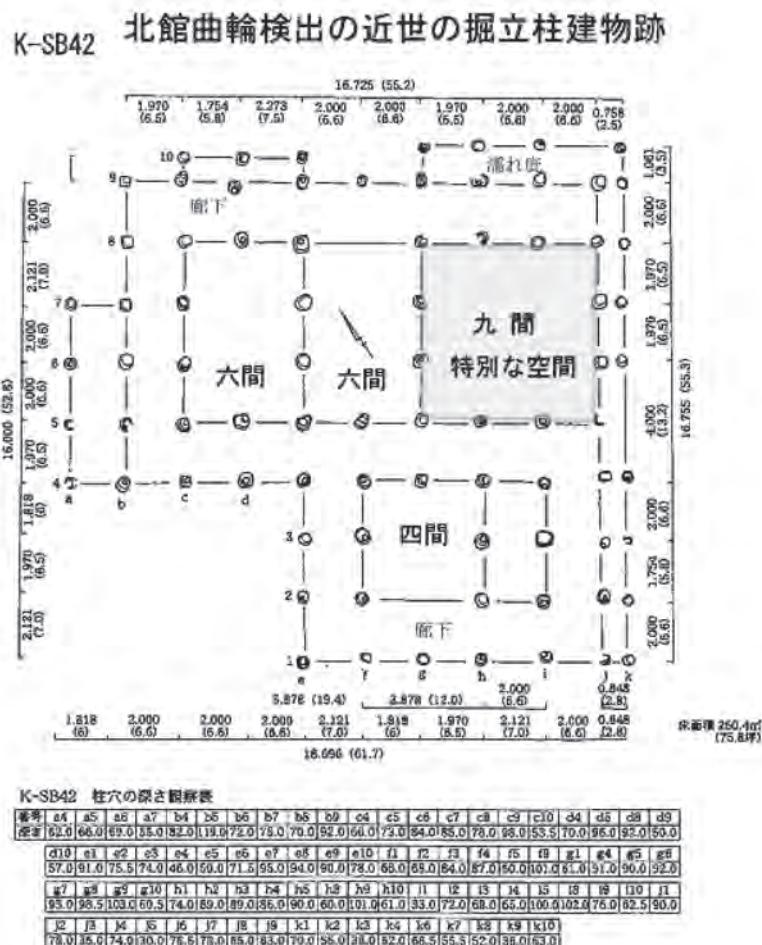


図4 北館地区から検出された近世初頭の掘立柱建物跡（「御主殿か」）の平面図

4. 発掘調査から浮かびあがってきた問題点

ここで問題としたいのは、天正19年（1591年）に九戸政実の乱により落城し、さらに翌年の天正20年（1592年）には豊臣秀吉の一国一城令の実施により南部領内にある48城中、12城を残して他を破却したことが『南部大膳大夫分国之内諸城破却書立』で記されている。七戸城もまた「破却」とされた城のひとつであった。

そのことからすると、一般的には七戸城の中心部が北館曲輪であったことから、ここからは近世初頭の御主殿のような建物跡は検出されないと単純に思い込んでいた。また一般的にもそのように思われていた。

しかし現実的には落城し、破却させられたとする城跡に、中世段階には中心部であった北館地区の場所に、新たな「御主殿」が建てられていたということは、どのように解釈するのかという一石が投じられたように感じている。

城の破却については、上述したが八戸市根城跡本丸の発掘調査から、軍事上重要な施設の一部を壊す程度のものであったとしている。

そのことからすると、七戸城跡中心部の北館曲輪においても一部の重要な箇所は壊されたとは思われるが、まもなくして、その場所に、新たに御主殿が作られていたということは、誰によって、なんのために江戸時代初期に新たに作られたのかということが問題として浮かびあがってくる。

また、新たに城に附属する「御主殿」などの建物は勝手に誰でも作れるものではなく、しかも一国一城令の趣旨を考えた時に、破却とした城に、新たに御主殿を造るということは、相当の大義名文がなければできないのではないだろうか。そのことからすると破却をした城に新たに御主殿を作るということは、それは当時の社会背景や政治的な思惑があったのかどうかということにも繋がってくるのではないだろうか。単純に考えれば「破却」ではなく、「存続」としておいたほうが良かったと思うのであるが。

確かに七戸城主は九戸政実の乱においては、九戸側に味方をして賊軍となったことから、城の存続とはできなかったことは理解できる。それなのになぜ御主殿級の建物を建てたのであろうか。

5. 文献史料から見た七戸城の近世初頭の歴史概要

（ア）近世初頭の七戸城と七戸城主

『南旧秘事記』や『奥南旧指録』、『聞老遺事』などの史料によると、天正19年の九戸政実の乱によって七戸城は上杉景勝によって落城させられた^{（註7）}ことになっている。

天正19年の七戸城の落城後、翌年の天正20年（1592年）豊臣秀吉の命により南部領内48城中、12城を残して他を破却させられたことが『南部大膳大夫分国之内諸城破却書立』にある。そのひとつであった「七戸城」は南部信直が抱えていたが、破却されたとされている。

盛田稔氏は『七戸町史2巻』の中で「七戸城は破却され、七戸地方は南部藩主信直の直轄地とされ、その代官として横浜左近がおかれたことを示したものである」^{（註8）}とした。

中世の七戸城は九戸政実の乱において落城し、その後に破却されるが、すぐ近世初頭には南部信直によって、新たな代官（七戸城主）が誕生したことになる。

文禄2年（1593年）南部信直は名門七戸家の断絶を惜しみ、九戸の乱の時に信直方として働いた五

戸の浅水城主南遠江守康義の弟直勝を新た近世の七戸城主としたとされる説もある。

『参考諸家系図』によれば、直勝は浅水城主南信義の二男で右馬助と称し、南部信直より北郡七戸の郷を賜り、七戸城に居た、とあるがその時期は示されていない。

慶長2年（1597年）七戸直勝の甥である七戸直時を七戸城主に任じ2000石を賜った。直時の治世は慶長2年（1597年）から、正保4年（1647年）2月の没するまでの50年の長きに渡ったとされている。

以上のように、寛文4年（1664年）に七戸城主3代目の重信が盛岡藩第29代藩主に大抜擢されて盛岡に行くことになる。その後、七戸城主は置かれずに、盛岡藩直轄の代官所が置かれたとされている。それについては、七戸城跡の代官所があった地点から出土している近世陶磁器などの出土からも裏づけられる^{（註9）}。

（イ）近世の七戸城主誕生の背景

七戸の近世城主については『盛岡藩参考諸家系図』などを見ると、直勝や直時が城代を努めたことが記されている。

『参考諸家系図』によると、直勝は浅水城主南遠江守信義の二男で右馬助と称した。南部信直より「北郡七戸の郷を賜り、七戸城に居」た、とあるがその時期は示されていない。

また同じく『参考諸家系図』には直時については、「七戸縫殿助直次、利直公（南部家27代）、慶長2年（1597）、甥七戸隼人正直時に従て七戸に到る。直時地方50石を給す。後加増して130石となる。城代を勤む」とある。

（ウ）奥羽仕置きと一国一城について

小林清治氏の『「奥羽仕置き」と城わり』によると、「天正18年『仕置』における大名居所一城の原則は必ずしも貫徹せず、旧勢力を城館から排除し、新勢力を配備しなおすという程度におわったよう」に考えられる。これに対して仕置反対の一揆が起き、天正19年には「奥郡仕置」を中心としつつ奥羽の再仕置が行なわれた。この再仕置では、主要な城々を残して、その他を破却するという形が採られ、南部領12城、蒲生領14城というように相当数の城々がのこされた」と述べている。

このことから推測すると、近世七戸城主の誕生において、非常に近いような意識があったのではないかと思われる。旧勢力を排除し、新勢力を配備し直す装置として一国一城令を利用していったようにも感じられる。

6 七戸城跡北館曲輪と八戸市根城跡本丸曲輪の共通性と比較・分析

近世初頭において、破却となった城跡で七戸城跡北館曲輪と同じ現象が八戸市根城跡本丸曲輪でも見て取れる。

栗村知弘氏の「天正期の根城～破却（城わり）の実態について～」^{（註10）}の論稿の中で、「城わり=破却がどのように行なわれたのか、どんな内容のものか、だれが実施の主体者であったかなど、その実態は書かれていません。従ってこの史料（南部大膳大夫分国之内諸城破却書立）から軽々しく根城南部氏の根城退去を云々することは問題がある。後世の記録であるが『三翁昔話』な、書立提出後も『根城御屋舗之側に別伝を志つらえ閑居云々…』というように根城城内で生活が営まれていることが書か

れており」のように破却が退去ではないことが述べられている。

そのことを裏付けるかのように、根城本丸曲輪内の中央部に16世紀末から17世紀初頭にかけて突如として、図5で図示したように掘立柱建物跡が曲輪の中央部に作られている。

南部氏系領主型城館内部の遺構変遷（16世紀後半～17世紀初頭）

城跡 時代	八戸市根城跡（本丸）	七戸町七戸城跡（北館曲輪）
16世紀後半	 <p>③天正の城破却前（16世紀末）</p>	 <p>16世紀後半</p>
17世紀初頭	 <p>④天正の城破却後（17世紀初頭）</p>	 <p>(14期) 16世紀末～17世紀初頭</p>

図5 16世紀後半から17世紀初頭における主曲輪内の建物変遷図

南部氏系領主型城館検出の主殿建物跡（16世紀後半～17世紀初頭）

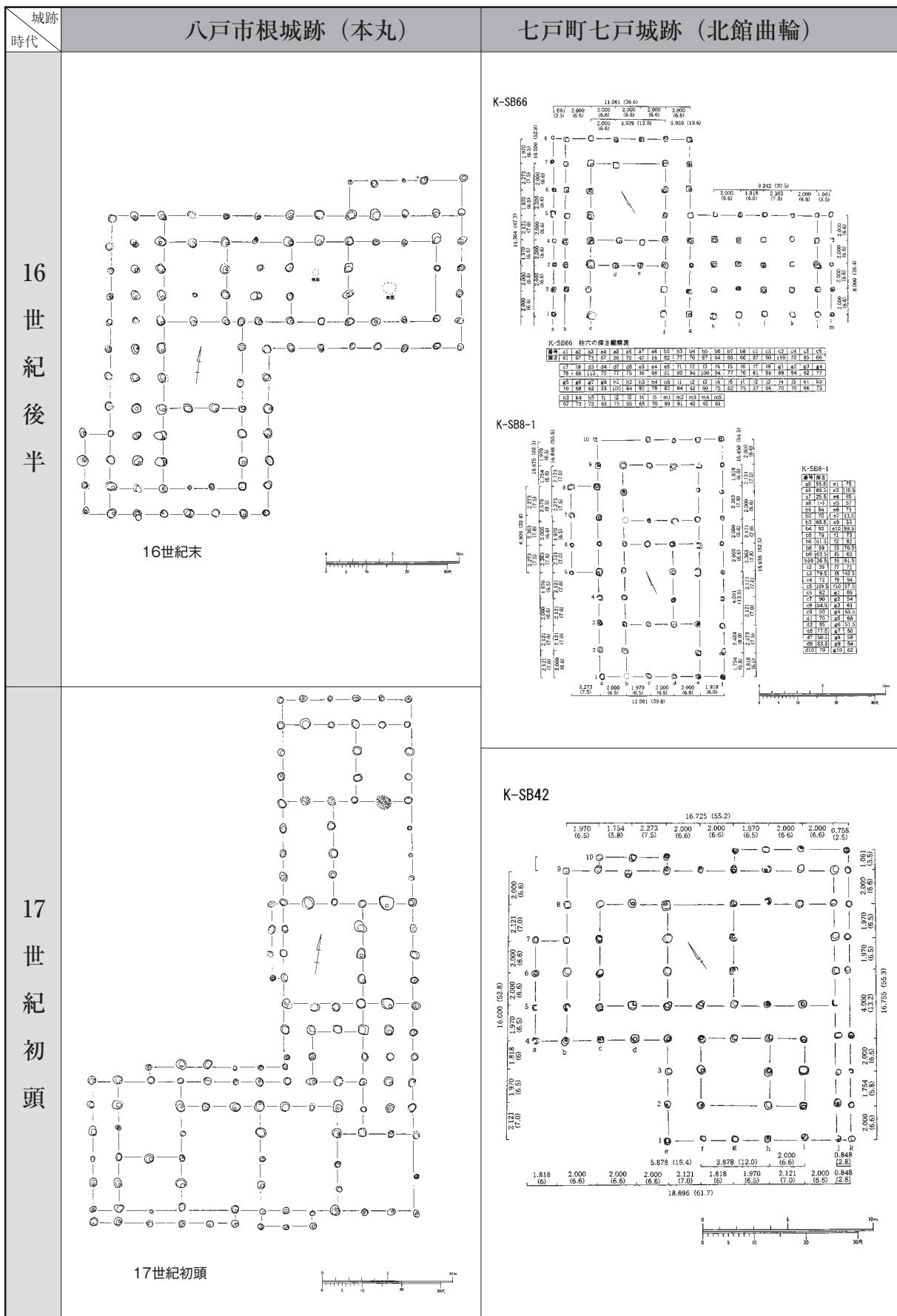


図6 16世紀後半から17世紀初頭における主曲輪内の掘立柱建物跡平面図

7 近世初頭の曲輪の利用（七戸城跡と根城跡の共通性）

七戸城跡北館曲輪と根城跡本丸跡の城の主曲輪から偶然にも同じく、16世紀後半まで広場として利用されていた空間に、17世紀初頭に突如として御主殿が作られるのである。

このことはほとんど文献史学では論じられることはなく、考古学的手法によって明らかとなった問題提起のひとつであると言える。

城跡の破却は、重要な堀や土塁の一部を壊す程度に留め置き、その後に主たる掘立柱建物を城跡の主曲輪の中心部に新たに作るという行為が行われていたのである。

しかし、立派な掘立柱建物跡の存続期間はごく短時間で、しかも一時期だけに限定され、その後、曲輪内には建物は作られずに、放置されていく点も共通している。

中世から近世への移行は、一面では急激な変化があったように映るし、それもまた実態であることは事実である。しかし北奥羽地方においては「一国一城令」が発布され、城の「破却」が行なわれるが、すくなくとも青森県内の南部氏の城は破却はされるが、役割や機能の変化は一気に行なうことができずに、緩やかな役割と機能の移行を示していると考えることができる。

おわりに

近世初頭における北奥羽地方の「一国一城令」については、文献史料などでいろいろと研究が行なわれていると思う。しかし一国一城令を埋蔵文化財（考古学）の立場から述べると言うことはほとんどないと思う。そのような時、七戸町において長期間に渡り継続的に実施されてきた発掘調査によって、一国一城令とその後の様子が捉えられる一例として七戸城跡北館曲輪内の様相を、ここに述べさせていただいた。

さらに同じ南部氏系城館跡である八戸市根城跡の実態も類似の傾向が見てとれた。

これらは偶然ということではなく、北奥羽地方での「一国一城令」に伴う「破却」といった状況を紐解くうえでは貴重な情報のひとつだと考えている。

もうひとつ、ここで明記しておかなければならないことがある。それは中世の七戸城跡という呼び方は適切であるが、近世初頭でも七戸などでは、当たり前のように「近世の七戸城跡」と呼んでいるが、実態としては近世には七戸城ではなく、盛田稔氏が指摘するように七戸城は「七戸の要害屋敷」^(註11)と呼称をすることが適切であるということには同感である。

「一国一城令」により中世の七戸城は破却され、17世紀初頭に御主殿に相当する建物があったとしても、それは戦後処理のための屋敷であり、単なる屋敷というよりは、「要害屋敷」であるという考え方方がもっとも相応しいのではないかと思われる。

それではなぜ七戸に要害屋敷が必要だったのかというと、これも『七戸町史2巻』の中で、盛田稔氏が「七戸城は、破却されたといつても、実際上、城そのものが破却されたものではなかった（略）、それは津軽に対する配慮からも、ここに有力な武将を配置しておく必要があったための措置であった」としている。

近世になって廃城となったり、破却したものは近世になっても○○城跡という表現は相応しくないと思う。確かに近世の七戸には「七戸要害屋敷」が一時期はあったものの、寛文5年（1665年）に盛岡藩直轄の七戸代官所が置かれて、それ以降は七戸代官所として呼ばれることになる。そして明治の

初年まで七戸代官所が置かれ代官政治が行なわれてきたのである。

筆者は七戸城跡の発掘調査を手掛けた者のひとりとして、発掘調査で感じたことを記録として残していく責務があるように感じている。それは時間の経過とともに、筆者の思考も衰えてきて、発掘調査や整理作業の段階で疑問に思っていたことが、時間がたつにつれて疑問であったものが当たり前のような感覚になり、しまいには言うことも面倒となってきた現在、少しでも当時疑問に思っていたことを記録に残しておくことが必要だと感じていた。

本稿をまとめるにあたり、恩師であります盛田稔氏より文献史学の立場から、数々のご指導を賜ることができました。また八戸市根城跡の発掘調査に携わった八戸市市史編纂室の藤田俊雄氏から「破却」の概念についてご助言を賜ることができました。ここに記して感謝申し上げる次第であります。

最後に、七戸城跡の発掘調査を行うにあたり右も左もわからない筆者を、いつも暖かく見守っていただき、時には適切なご指導とご教授を賜りました八戸市の故佐々木浩一さんを偲びつつ筆を置きたいと思います。

【註】

註1 東北地方で行なわれていた「東北中世考古学会」もそのひとつである。

註2 栗村知弘氏は「天正期の根城－破却（城わり）の実態－」『八戸市博物館研究紀要第5号』の中で、根城の破却について、「防備上重要な施設を破壊することであり、根城の場合は、門、橋、柵などを取り払い、堀を埋め立てることであった」と述べている。

註3 七戸城跡北館曲輪内には、御主殿、常御殿、奥御殿、廄、宝物殿などの掘立柱建物跡があることが明らかとなると同時に木組みの井戸があり、その中には桃や梅などの種が出土している。

註4 文化庁、青森県教育委員会、七戸町で国庫補助を受け保存管理策定委員会を組織して「報告書」を作成。

註5 2006年に刊行した「七戸城跡－北館曲輪発掘調査総まとめ報告書」に詳しく述べられている。

註6 平成14年9月15日に七戸町で行なわれて「歴史の中の七戸－中世の七戸城跡を考える－シンポジウム」でも八戸市の佐々木浩一氏が指摘している。

註7 上杉景勝が七戸城を攻撃したことが記されているのは「聞老遺事」だけであり、そのことを疑問視する人もいるが、七戸町史2巻に盛田稔氏が記している。

註8 盛田稔氏により執筆された『七戸町史2』より

註9 筆者が「七戸城跡出土の近世陶磁器」『青森大学考古学研究所研究紀要第2号』1999年の中で、近世陶磁器と七戸代官所について考察しているので参考いただきたい。

註10 註2と同じ。

註11 筆者が近世の七戸城跡という表現について疑問に感じて七戸町史を執筆された盛田稔氏に直接質問する機会があり、質問したところ、正式には七戸城はなく屋敷という概念で括ることが必要で、このような場合は全国的に要害屋敷などと呼ばれるというご指摘があった。

（引用・参考文献）

栗村知弘 1989年 「天正期の根城－破却（城わり）の実態について－」『八戸市博物館研究紀要第5号』

七戸町教育委員会 2006年 『七戸城跡－北館曲輪発掘調査総まとめ報告書－』

七戸町 1984年 『七戸町史2』

七戸町教育委員会 1985年 『史跡七戸城跡保存管理計画策定報告書』

八戸市教育委員会 1990年 『根城跡－本丸曲輪の総まとめ－』